

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 8 号

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例

瀬戸市旅費条例（昭和 2 6 年瀬戸市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（旅費の種類）</p> <p>第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p> <p>2 から 8 まで <省略></p> <p><u>9</u> 旅行雑費は、外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</p> <p><u>1 0</u> <省略></p>	<p>（旅費の種類）</p> <p>第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、<u>支度料</u>、旅行雑費及び死亡手当とする。</p> <p>2 から 8 まで <省略></p> <p><u>9</u> <u>支度料は、外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）への出張について、定額により支給する。</u></p> <p><u>1 0</u> 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</p> <p><u>1 1</u> <省略></p>

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。